

12月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和6年12月25日(水) 午前10時から午前10時58分まで

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 石丸哲史
委員 大庭多美枝
委員 野上順子
委員 脇田哲郎
教育長 猿樂隆司

4 その他の出席者 教育部(部長 中村博二、主幹指導主事 佐々木真理子、
主幹指導主事 笠井康行、理事兼教育政策課長 飯野英明)
子ども子育て部(部長 早川ちさと)
教育政策課指導主事(末崎浩嗣、大庭玄一郎、石川聰)
図書課長 中野道子
子ども育成課長 許斐知加
学校管理課(課長 吉永さつき、参事 椎葉寛、給食係長 浪瀬桂子、
主任管理栄養士 山口 恵子)
地域教育連携室参事 堤久美
教育政策課(主幹兼教育総務係長 安部美代子、教育総務係長 山
中茂樹、主任主事 荒木せりの)
※傍聴 2名

5 (11/21定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第13号小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願について《不採択》

【猿樂教育長】議案第13号小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願について、教育政策課から説明をお願いします。

【教育政策課】それでは議案第13号につきましてご説明をいたします。資料2、9ページ以降をご覧ください。本請願は、去る12月10日、宗像市教育委員会教育長あてに提出されました。宗像市教育委員会が受理する請願の取扱いにつきましては、宗像市教育委員会請願処理規則に定めがございます。なお、同規則につきましては、以後、「規則」と省略の上、説明をいたします。請願が備えるべき要件としましては、規則第2条第2項におきまして、請願等の書面は、邦文を用い、請願等の要旨、提出年月日、請願等を行う者の住

所及び氏名を記載して提出しなければならないと規定されております。本請願はこれらの要件は全て満たしておりましたので、提出日と同日の 12 月 10 日、受理をいたしました。さらに、規則第 3 条、請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議に提出しなければならぬとの規定と、宗像市教育委員会事務委任規則第 2 条第 10 号の規定に基づきまして、本日、本委員会に議案として付議するものでございます。請願の構成としましては、資料の 10 ページ、11 ページの請願書に加えまして、12 ページから 18 ページに続きます三つの資料からなっております。また、本日皆様の御手元に配布はしておりませんけれども、請願書には、本請願の内容に賛同する方々、この中には市外の方や児童生徒、未成年者も含まれてはおりますが、約 720 名の署名が添えられておりましたことを申し添えします。規則第 6 条におきまして、教育委員会は、請願等を迅速かつ慎重に審議し、その結果を、教育長を経て、当該請願等を行った者に通知するとの規定がございます。委員の皆様におかれましては、請願の内容につき、迅速かつ慎重な審議をお願いいたしまして、採択又は不採択の議決を賜りますようお願い申し上げます。なお、請願の趣旨、内容等につきましては、学校給食を所管しております学校管理課から説明をいたします。何卒よろしくお願ひいたします。

【猿樂教育長】はい。ではお願いします。

【学校管理課】学校管理課の椎葉です。それでは資料 10 ページをご覧ください。請願の趣旨につきましては、こちらに記載がありますとおり、3 点となっております。まず 1 点目、牛乳を飲むことによる体調不良や、特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも、停止届などの届出により停止ができるようにしてほしい。2 点目は、アレルギーによる停止の場合は、診断書を毎年提出するのではなく、卒業まで停止できるようにしてほしい。3 点目は、変更内容を毎年、保護者へ通知してほしいとなっております。なお、請願をお受けした際に、請願者の方と少しお話をする機会を頂きました。件名には「選択制」とありますが、趣旨には、その手続方法についての記載があります。請願者の方の思いとしては、請願書 2 枚目、11 ページにあります、東京都多摩市の例を挙げていただきております、多摩市のように選択できる対応として、好き嫌いも含めて、選択が柔軟にできるようにということを 1 番に望まれています。請願の趣旨としては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【猿樂教育長】ありがとうございました。それでは、早速、審議を進めてまいりたいと思います。まず初めに、委員の皆様からご質問はありませんでしょうか。石丸委員どうぞ。

【石丸委員】はい、お尋ねします。医師の診断について、詳細をお知らせ頂けませんでしょうか。どのようになってるかということですが。

【猿樂教育長】事務局いいですか。

【学校管理課】はい。医師の診断についてでございますけれども、文部科学省が出しております、学校給食における食物アレルギー対応指針がありまして、それを受け、栄養教諭等のための食物アレルギーに関する Q&A として、もう少し現場に即したような対応方法が書かれているものが示されております。その中において、乳糖不耐症の場合は、診断書による対応をすることと書かれております。それを受け、本市の学校給食における食物

アレルギー対応マニュアルにおいても、児童生徒の安全を最優先するとして、牛乳提供停止を行う場合は、学校で協議を行い、停止する場合は、診断書の提出をお願いしているところでございます。また、アレルギーについては、診断書ではなく、学校生活管理指導表を提出頂いております。国のアレルギー疾患に関する取組ガイドラインにおいても、学校生活管理指導表を毎年提出することをされておりますので、本市においてもそれに倣って対応しているところでございます。

【石丸委員】ありがとうございます。

【猿樂教育長】よろしいですか。そのほか、大庭委員よろしいですか。

【大庭委員】その診断書というのは、大人の世界で言うように、普通、診断書もらったら有料ですよね。子供たちの診断書も同じような形で、有料で今出してもらってるんですか。

【猿樂教育長】はい、どうぞ。

【学校管理課】はい。いわゆる診断書と言われるものは有料になっております。学校生活管理指導表、こちらは有料ではあるのですが、令和4年の4月から保険適用の対象となり、子ども医療の範囲内での負担が発生している状況です。

【大庭委員】具体的にはどれぐらいのお金がかかってるんですか。提出してある方は。

【学校管理課】はい。診断書につきましては、病院によって文書料が、まちまちな状況ではございますが、一般的にお聞きしてるとこどりでいうと、4000円ぐらいと聞いております。学校生活管理指導表については子ども医療の中でっていう話なので、今でいうと、月800円の中での負担という認識です。

【猿樂教育長】よろしいですか。

【大庭委員】はい。

【猿樂教育長】では、脇田委員お願いします。

【脇田委員】学校では、例えば牛乳飲んで体調を崩すっていう子供がいた場合、どういう対応をされてるんですか。ここに書いてあるのは、手続が面倒なんだろうな、と読み取るんですよね。そういうようなものが何かあるんですか。

【猿樂教育長】はい。お願いします。

【学校管理課】はい。学校においても、やはり、先ほど申し上げましたとおり、体調を崩すということであれば、学校と保護者の方でしっかりと協議を行って、その上で、病院の先生の診察を受け、診断書を提出頂いた後に、停止をするという形で対応をとっています。そこはやはり、先ほど申し上げましたが、児童生徒の安全を最優先するためで、お手数をおかけして申し訳ないのですが、子供たちのことを思えばこそということで対応を取らせてもらっているところです。

【猿樂教育長】よろしいですか。

【脇田委員】はい。ありがとうございます。

【猿樂教育長】野上委員何かありますか。どうぞ。

【野上委員】息子が、ピーナツアレルギーで、ずっと除去食をお願いしてたんですけど、一度出したらそのまま小学校の間は提出しなくてよくて、診断書もお金がかかった記憶はなくて学校から指定された書類のみの提出で、中学に上がるときにもう1回改めて指定さ

れた書類を出していました。そんなに毎年出した記憶がなかったんですけど、変わってるんですか。

【猿樂教育長】はい。

【学校管理課】はい。実際の対応は、学校ごとに行っておりますので、状況等々で、いろんなケースがあろうかと思います。ただ、国のガイドラインにおいては、少なくとも毎年、生活管理指導表を提出すること、あわせて医師もそれを記載するときは、児童生徒が、向こう1年間に発症するであろう症状であるとか、学校における生活の中で、配慮が必要な事項というものを、1年間記載しなさいとなっておりますので、原則としては、毎年出していただくものと認識しております。

【猿樂教育長】よろしいですか。

【野上委員】はい。

【猿樂教育長】そのほか何か委員のみなさま方からご質問ございませんか。よろしいでしょうか。はい。ご質問ないようですので、続いてご意見に移っていきたいと思いますが、意見がある委員の方、よろしくお願ひいたします。

【猿樂教育長】はい、脇田委員お願いします。

【脇田委員】私は昭和54年に教員になりましたけど、学校給食は、もっと昔から続いてて、日本の子供たち、身近にいる宗像の子供たちの成長を助けてきたことがあると思います。ただ、いろいろな子供さんがおられて、牛乳で調子が悪くなるとか、いろいろな子供さんが出てきたことも事実ですので、対応していかなければいけない。ただ、それは学校と保護者・家庭と協議をして、子供を真ん中において、どんなふうにしていくのが1番いいのかっていうのを、やはり手続ではないかなあと思うんです。だから、その部分は、私はあっても何も問題はないのではないかなと思います。以上です。

【猿樂教育長】そのほか委員の方々、ご意見ございませんか。では大庭委員どうぞ。

【大庭委員】体質的に問題がない子供さんには、栄養的に優れているので、牛乳は飲んでほしいと思っています。飲めない場合はやむを得ないとは思いますが、子供たちのアレルギーに関しての事故を起こさないためには、診断書は、やはり必要かなと思っているんですけど、今、質問しましたけど、やはり4000円を毎年、かかって出すというのは、やっぱり厳しい家庭もあるのかなっていうことで、診断書について700円か800円で済むという対応ができれば、出す方も出しやすいんじゃないかなって。毎年出すんですかっていう気持ちに、少しでも負担が軽ければっていうふうな思いを持ちました。だけど体質的に飲めない子供さんには、もう牛乳は無理だと思いますけど、できるだけ多くの子に飲んでほしいという気持ちもあります。以上です。

【猿樂教育長】ありがとうございます。そのほか、石丸委員、お願いします。

【石丸委員】昔と違って、子供さんの体質の把握っていうのが、十分にできるようになってきましたと思います。そういう意味では、個々の子供さんへの対応ということを怠ってはならないと思います。そういう中で、正確に、あるいは安全に判断するという意味での医師に委ねるっていうことの妥当性は、否定できないと思うんですが、大庭委員もおっしゃったように、やはりコストというところは、保護者の皆さんにとっても、重要な事項であろ

うかと思います。そこを何とかできないかっていうことは、考えていいかないといけないことでありましょうし、恐らく1年という妥当性も、医学的な見地からあろうかと思います。ただ、それをもし延ばせるとするならば、それに越したことはありません。これもまた検討の余地があろうかと思います。何よりも、なぜその学校の現場で牛乳を提供しているのかっていう、その牛乳の有効性ということもですね、否定できないと思います。私は肝油の時代に育っていただけに、なぜそこまで国がしないといけないのか、それは恐らくは、子供の50年後を想定した、50年という年が妥当かどうか分かりませんが、20年後かもしれません30年後かもしれません。そういう先のことを考えていくのも教育である。専門家の言う知識をある程度収集したところですが、小学校や中学校の頃に、十分なカルシウムを摂取できないと将来、骨粗鬆症や骨折となってあらわれる可能性があるという指摘もあるようです。ですからそういうところからも、牛乳の有効性も考えないといけない。そういう意味では、多摩市は、家庭で補填してくださいねというアンケートをなさっているわけですが、教育委員会としての責任の重要性ということに鑑みますと、しっかり教育委員会としてやっていかないといけないという部分もあるんではないかと思います。牛乳の重要性が高いという認識を多くの専門家の方々が持つていらっしゃるということと、もう一つは、牛乳を抜いた場合のカルシウム代替というのがかなり困難であるという、つまり、牛乳が果たす効果の相当量を他の食材で代替することが難しいという指摘も、専門家の方にはあるようです。そういうことに鑑みますと、やはり、牛乳の有効性を重んじ、学校給食において牛乳を登場させるということは妥当ではないかと考えております。ただ、繰り返しますように、単にアレルギーのみならず、乳糖不耐症などの体質に合わないお子さんがたくさんいらっしゃるとするならば、適時適切に対応しないといけないということは、同時に教育委員会の責任であろうかと思っております。なお、請願に書かれておりましたこの大量の廃棄の問題、これは別の問題としてしっかりと認識しないといけないと思います。SDGsの12-3に、2030年までに小売消費レベルにおける、世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産サプライチェーンにおける食糧の損失を減少させるとあるわけですが、これは先進国も含めて喫緊の課題であるわけですけども、これと牛乳を提供しないようにしようというのは、ちょっと直接的に結びつかない部分もあります。すなわち、もし学校で未使用の、あるいは半分残ってるような牛乳があるとするならば、それをどう活かしていくかということに知恵を絞らないといけないということもSDGsの趣旨ではないかと思うんですね。ですから、請願者の方からしっかりとこういうご指摘を頂いておりますので、これをしっかりと廃棄にかかる問題を認識し、それを極力減らすように努めないといけないというところも、意見として申し上げたいと思っております。いずれにいたしましてもこういう請願者の方からですね、現場の状況をお届け頂いたということは、私ども、教育委員にとってですね、大変ありがたいこと思っております。以上です。

【猿樂教育長】ほかに意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問、意見と、出していただきましたが、ございませんでしょうか。

【石丸委員】はい、もし、状況が分かっていれば、県内の他市町の状況というのはどんな

感じでしょう。分かりますか。

【猿楽教育長】事務局どうぞ。

【学校管理課】はい。調べている範囲ではございますが、1番近いところですと、お隣の福津市さんが今年同様の請願が受理され、10月の教育委員会で採択されております。その他県内では、この請願書の2枚目にも記載しておりますように、飯塚市さんですね。こちらも令和7年度から選択ができるそういった状況になっています。その他の自治体につきましては、現時点では把握できておりません。

【猿楽教育長】はい、どうぞ。

【石丸委員】、そういう選択を可とするような自治体では、カルシウムの補填についてはどのようなことをなさっているのでしょうか。

【猿楽教育長】はい、どうぞ。

【学校管理課】はい。お隣の福津市さんでは、やはり多摩市さんと同じように、先ほど石丸議員もおっしゃっていただいたとおり、他の食材でそれを補うには、相当数の食材を補填しなければならないっていうところと、あとそれに対するコストっていうところもかなりかかるということで、やはり、いずれも難しいだろうということで、不足する部分に関してはやはり多摩市と同じように、ご家庭で十分考えて、補填頂くようにという形で、ご連絡される予定とお聞きしております。

【石丸委員】はい、ありがとうございます。

【猿楽教育長】よろしいですか。はい。その他ありますか。

【脇田委員】今おっしゃったところで、そういう自治体は、学校では牛乳を飲まない。飲んでいる子供もいるわけですよね。じゃあ、飲まなかつた子供のカルシウムをどこで補填するかというと家庭ですよね。それはしてくださいというふうに呼びかけをしている。別に確認とかそういうものはしていないんですね。

【猿楽教育長】どうぞ。

【学校管理課】そうですね、福津市さんはまだ決まったばかりですので、実際の運用であるとか、学校にどのようにお伝えをして、学校現場でどのように先生方と保護者の方にお話をするか、そして決定していくかっていうのは、手続的な部分に関しては、今から協議をしていくというふうに聞いております。ただ、多摩市さんもそうですが、その後、家庭でどういう食事をしてカルシウムをしっかり補つていっているかという、その後の児童生徒の状況っていうものの把握っていうところまでは至ってないとお聞きしております。

【猿楽教育長】よろしいですか。

【脇田委員】学校ではですね、食に関する指導っていうのがありますし、栄養教諭を中心にしながら、カルシウム摂取とか、牛乳の働きとか、そういうものを授業でするわけですね。それはなぜするかというと、やはり子供の成長を考えたときに、本当に不可欠なものなんだ、大切なものなんだということ。だから学校教育で狙っているもの、それはやっぱり家庭にもちゃんとお知らせをされてると思うんですね。ただそこが本当にその手続の中で、曖昧になっていくって、もう飲まない子供はのまない、家庭でやってねっていうふうにならないように、きちっと教育と家庭での教育学教育っていうのはバランスがよくなっ

ていくと思ったときには、やっぱりこのお互いに協議する、共有するものっていうのが、あつたほうがいいかなと私は思いました、そういう質問をいたしました。以上です。

【猿樂教育長】ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。では、質問、それからご意見はここで終了したいと思います。では、今からは、議案第13号についての、採択、不採択という形で行います。議案第13号について、採択頂ける方は挙手をお願いします。

【教育委員】(挙手なし)

【猿樂教育長】はい。では、挙手がありませんので、この議案第13号については、不採択としますが、よろしいでしょうか。

では、議案第13号について、請願は不採択といたします。ありがとうございました。では続きまして、協議事項に入ります。

7 協議

【猿樂教育長】続いて協議事項です。宗像市子ども計画（案）について、子ども育成課から説明をお願いします。

【子ども育成課】子ども育成課の許斐です。「宗像市こども計画」の計画案について、1月10日から1か月間パブリックコメントを実施するため、意見をお聞きするものです。

本日、資料3として概要版と本編の2種類を配布しております。説明につきましては、概要版を用いて行います。1ページをご覧ください。本計画の目的は、「すべての子ども・若者が将来にわたってその権利及び健やかな成長を保障され、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策の充実を図り、総合的に推進するために策定するもの」です。現在、本市の子ども施策は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、宗像市子ども基本条例に基づく行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく行動計画の4つの計画を包含した第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施しているところです。

令和5年にこども基本法が施行され、併せてこども大綱が示されたことを踏まえ、この4つの計画にこども基本法に基づくこども計画及びこども若者計画を加え、新たに6つの計画を包含したこども計画として策定し、施策を進めてまいります。 計画期間は、令和7年度から同11年度の5年間としています。

2ページをご覧ください。計画策定に先立ち、昨年度、就学前の保護者や子ども・若者、市内の小中義務教育学校に通う5年生・8年生に対してアンケートを実施しました。その内容や、子ども関係機関へのヒアリング、ワークショップやインタビューなどで聴取した子どもの意見、第2期計画の振り返りなどから、課題を設定しています。これに、国の動きや方針等を踏まえた将来に向けた課題を加え、本計画の基本的な考え方と推進に向けた施策の展開について定めています。

4ページをご覧ください。こども基本法第11条において、こども施策の策定にあたつては、地方公共団体は対象となるこどもや養育者などの意見を反映させるために必要な措

置を講ずることとされています。このため、本計画の策定に際しては、従来行ってきた調査の対象や内容を拡充するとともに、小中学生による意見交換や中学生へのインタビュー、高校生によるワークショップ、審議会への子どもの参画などを通して、子どもの意見聴取の取組みを強化しました。その内容は計画書にも記載しておりますが、概要版においても一部抜粋してこちらのページに載せてあります。

次に5ページをご覧ください。本市では、平成24年に施行した「子ども基本条例」に基づき、すべての子ども施策を推進しております。基本理念や基本的な視点については、第2期計画の内容を引き継ぎつつ、先ほどご説明した課題を踏まえて、4つの基本方針を設定し、施策を整理しています。

まず、基本方針1として、「子どもの権利保障と自分らしい育ち」です。

こちらについては、保護者や地域に対する周知・啓発の他、小中義務教育学校における権利の授業、「はぴくろ」の相談活動等を通して進めてまいります。

次に6ページ、基本方針2「社会全体で子どもの健やかな成長が支えられ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」を掲げています。教育委員会の所管事業については、主にここで位置付けておりまして、(2)から(8)までの施策カテゴリーで載せています。主に「(4)学校教育の充実」、こちらは全ての事業について、教育委員会の所管となります。また「(5)子どもの体験活動、社会参画の推進」につきましても、「大学・高校連携まちづくり事業、選挙啓発」以外の部分については教育委員会の所管となっています。

次に7ページ、基本方針3「誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実」です。「(3)困難な状況にある子どもの支援」として、教育相談事業、日本語教育支援等を掲げています。「(4)不登校、ひきこもり等に対する取組の推進」において、適応指導教室運営事業、子ども家庭相談事業等を掲げています。

今回の計画は、従来の計画に少子化対策や若者支援の内容を追加しています。これから、新たに、基本方針4として「希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり」を設定しています。ここでは4つの施策を掲げていますが、特に「(4)次世代の親の育成」では、小中義務教育学校で実施している「中学校家庭科GT派遣事業」や、これは中学生の妊婦体験などの取組みですが、地域のサロンや保育所等と連携した中学生と乳幼児ふれあい体験などを記載しています。

最後に、子ども計画ですが、子ども・子育て分野の課題を詳細に整理し、より具体的な施策や事業を検討できるように策定する個別計画の位置づけとなっています。このため、現在策定中の市の総合計画や教育大綱と整合を図りながら内容を記載しておりますし、今後も事業を推進していく予定としています。以上、説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございました。では、子ども基本計画案について、委員の皆様から、質問ございませんでしょうか。

脇田委員お願いします。

【脇田委員】いろいろ宗像も取組みをされているとは思うんですけども、例えば、事業

をしましたとか、こういう会議を開きましたとか、イベントを起こせば、何かやったよう見えるんですけど、本当は聞いてほしい子どもっていうのはもっといるのかもしれない。そういう子どもたちが、いつでも聞いてくれる大人がいて、そこに電話するなり、尋ねなり、そういう方法を知ってるのか。そういう子供たちはどれぐらいいるのかという、把握とかですね。そういう方法を周知して小中学校の子どもたちは本当に知ってるのか。その辺りはどうですか。

【猿楽教育長】いいですか。

【子ども育成課】事業につきましては、できる限り、親御さんも含めたところで、学校のほうに協力頂きまして、周知を図っているところです。その中で、どのくらいの子どもが実際に、学校の教育活動外で、様々な参加を頂いているのか、きちんとした状況把握はしておりませんので、今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

相談事業等につきましては、はぴくろの相談活動として、年間を通して様々、学校と連携しておりますので、そういった、実際に困り事がある、話を聞いてほしいというのは子どもの認知率90%以上という結果がありますので、周知がきちんとできわたっていると考えております。

【猿楽教育長】よろしいですか。

【脇田委員】エールとかホープとは連携をされて、情報を収集しながらされてるわけですね。あそこに来る子どもはいいんだけど、来られない子どももいるとか、そういう情報を収集していくのもいいのかなと思っています。ありがとうございます。

【子ども育成課】ありがとうございます。特に、先ほど方針3であげておりましたように、困り感のある子どもですか、誰一人取り残さない、きめ細やかな支援の充実という点につきましては、従来からの広報を含めて、家庭センターと学校間での連携を強化しながら取組みを進めています。学校の教育活動以外で主体的に子どもたちが学んで、いろんな意見を発信したり、学びを深めていったりするような機会というのは、子供計画の中でも設定しておりますし、そういった取組みについても、もっと子どもや保護者に知っていただきたいと思っていますので、今後は強化していきたいと思います。

【猿楽教育長】はい。ありがとうございます。そのほかございませんか。はい、石丸委員どうぞ。

【石丸委員】概要で言いますと7ページ、基本方針の4なんんですけども、希望の形成支援というのは、子どもの希望をかなえてあげる支援ではなくて、子どもに希望を作らせる支援ということですか。

【子ども育成課】この国の方針でもそうなんですが、様々なアンケートを行ったところ、やはり、若者も子供もですが、将来に対する見通しですか、明るい期待感みたいなどころが、結婚、子育て、将来にわたって不安感のほうがあるというデーターがあり、ここで書いている形成支援というのは、自ら明るい未来を描いて、前向きに生きていく、結婚・子育てにも取り組んでいく、自己発意的に起こるような取組みを支援していくということで、希望の形成支援としています。

【石丸委員】ありがとうございます。それと、概要版ではなく本編90ページの、「出会い、

結婚、子育ての希望の応援推進」というのも、同じ意味だと解釈してよろしいですね。

【子ども育成課】先ほど申しましたように今回、市のほうでも若者に対して調査を行いまして、結婚や子育てを行うに当たりどういった課題感を持っているのか、どういう不安を抱えてるのかを調査しましたところ、様々な不安を抱えているというところから、皆さんのが望むような人生、明るい人生を進んでいけるような、きっかけづくりですとか、場の設定、そういった応援をしていきたいというところで、事業として設定しています。同様の趣旨です。

【石丸委員】90ページの趣旨から、番号1のシティプロモーション事業っていうのはあるわけですが、もう少し、この関連性をご説明頂けますか。シティプロモーションの事業と、出会い、結婚、子育ての希望の応援というところをお願いいたします。

【子ども育成課】シティプロモーション事業というのは、定住移住促進の一環としてぜひ、宗像市で定住していただきたい、宗像市を子育て世代に選んでいただきたいというところで、婚活事業等も含めて行っています。出会い、結婚、応援支援の取組みとシティプロモーション事業として既存で行っている内容は同じ方向性であり、関連しておりますので、こちらに掲載しています。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。他にご意見はよろしいですか。

【石丸委員】私は概要版ではなくて、この本編を先に拝見したところ、いつになったら計画が出てくるだろうと思いました。計画の内容が出始めたのが、69ページですね。それだけ、この計画策定にあたっての背景、いきさつ等、非常に詳しく分析というか研究されていますね、これには敬服いたしました。だからこういう計画なんだという説得力があろうかと思います。ただ、この本編だけだと、恐らく計画を見る前に市民の皆さんには疲れて、何の計画かということになろうかと思います。ですので、ぜひ「この概要版とセットで」というのを強調していただきたいということと、あと一つ、私は恐らく皆さんの世界ではこの言葉が妥当だという表現だと思うんですけども、ニーズじゃなくて「量」という言葉がありますね。5章、「支援事業の量の見込み」というのは普通に使われるのですか。

【子ども育成課】はい、子ども・子育て支援法でそのような言い方をしています。

【石丸委員】なるほど、ありがとうございます。

【子ども育成課】こちらの言葉については法定の言葉を用いております。意味合いでは「意向」や「ニーズ」です。

【石丸委員】わかりました。では、漢字の「子ども」と平仮名の「こども」がありますが、全てそれも法に基づいて、統一しているということですね。

【子ども育成課】子ども基本法で定義している平仮名の「こども」を原則使うということですが、固有名詞ですか、法令で定められる場合につきましては、漢字を用いることがあります。

【石丸委員】なるほど。カギ括弧でないところは全て平仮名で統一されているということですね。

【猿樂教育長】そこは注釈か何かありますか。

【子ども育成課】はい。計画の最初のページに記載します。

【猿樂教育長】はい。その他、よろしいでしょうか。

【各委員】（意見等なし）

【猿樂教育長】ありがとうございました。

8 報告

<図書課>

1 宗像市読書月間報告

<地域教育連携室>

1 キャリア教育推進連携表彰 最優秀賞の受賞について

<教育政策課>

1 宗像市立学校不登校児童生徒のフリースクール等を活用した学習活動における指導要録上の出席の取扱いに関する事務取扱要領について

2 学校の日について

3 行政報告について

4 後援報告について

9 イベント周知

<地域教育連携室>

1 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動研修会について

2 福岡県立美術館 展覧会「中村研一と中村琢二展」宗像市連携事業

【猿樂教育長】次回は、令和7年1月15日（水）10時から総合教育会議、終了後に定例教育委員会を開催予定です。会議室は「宗像市役所3階304会議室」です。よろしくお願ひします。

令和 7 年 / 月 / 5 日

石丸哲史

猿樂隆司